入院ベースアップ評価料の施設基準に係る届出書添付書類 (新規・3、6、9、12月の区分変更)

1	保険医療機関コード									
	保険医療機関名									
2	該当する届出									
		算出を	行う月(	通知別表	●を参照	)				
	□ 新規□ 区分変	₹更 ( O 3	8月 〇	6月	9月	0	12月			
	※ 新規の <sup>1</sup>	場合、届出月以前	で最も近し	ハ月をチェッ	ックすること	0				
	※ 例えば*	令和6年6月より第	[定を開始	する場合、	令和6年3	月に第	〔出を行 <b>う</b> 。			
3	社会保険診療等に係る収	7入金額(※)の	合計額力	が、総収フ	\ø80/	100	を超えるこ	_ ہے۔		
	※【記載上の注意】1を		H H 1 H,	V 11.0° 12.0°	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			0		
4	対象職員の給与総額、外		アップ証	区価料( T	) 筝により	笛定	される占	数の目ご	λみ λ 陰ベース <sup>-</sup>	アップ評価料の区分
_	を算出する値(【C】)	ж <u>ш</u>	· / / / D	ТШТТ	/ <del>4</del> 1C6 /	<del></del>	CAOOM	×× •> ) L &		/ / / BI   IM 17 0/ EE / J
	(1)算出の際に用いる「対	+ 免職員の終ち	☆∽は	四間の						
	①算出の際に用いる「対				([2.10.3	+1-	2車 乗り			
			_						午10日11日	
	口 前年3月~2月	□ 前年6	月 <b>~</b> 5月		☑ 前年9.	月~≀	3月		年12月~11月	
			<b>-</b>	- <b>-</b> 1/ \						
	②対象職員の給与総額(	対象期間の1月	当当たりの	の半均)						_
						円		届出時		
	※「対象職員の給与総額									は員報酬については除く。
	また、看護補助者処	遇改善事業補助金	をや本評値	は料による〕	意金引上げ	分につ	いては、含	なないこ	٠٤.	
	(2)外来・在宅ベースアッ	プ証価料( I ):	生の質点	?同数•金	タカラス かんしゅう かんしゅ しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん	Z.				
	【算出の際に用いる「外来		_				:串 <i>去粉の</i>	分分包田	問【(「2」の入力	·二·亩 新 /
	□ 前年12月~2月				☑ 6月~		法百数0.		10 <b>  </b> (12]の人の    ~11月	
	口削牛亿万、2万	П 27.	<b>У</b> Д	8	од.	ЭД		Ц Э,	3.01173	
	【対象期間の1月当たりの	) 平均同数/宝線	<b>法 /</b> 】							
	①初診料等の算定回数		및/』							
	①彻彭科寺の昇走回数	•					( <del>*</del> □	D 山吐		
	②王·孙州 <i>在 6 年</i> 中日半	_				回	(別四)	届出時		回)
	②再診料等の算定回数	Į.					/ <b>*</b> -			
						回	(則回)	届出時		回)
	③訪問診療料(同一建物	物以外)の算定	回数							
						回	(前回	届出時		回)
	④訪問診療料(同一建物	物)の算定回数								
						回	(前回	届出時		回)
	⑤歯科初診料等の算定	[回数								
						回	(前回	届出時		回)
	⑥歯科再診料等の算定	]回数								
						回	(前回	届出時		回)
	⑦歯科訪問診療料(同-	-建物以外)の	算定回数	 女						
						回	(前回	届出時		回)
	⑧歯科訪問診療料(同-	ー建物)の算定	回数					-		
	Comment of the transfer of the					回	(前同	届出時		回)
	※ 算出対象期間の1月	当たりの平均の質	定回数()	   数点筆	位を四捨る					<b>—</b> /
		一,一, , , , , , , , , , , , , 开	~~~~\	· ~~ ~~ ~~ —		- / ヽ / C				
	※ 自由診療の患者につ	ハナけ 計した	1.							

公費負担医療や労災保険制度等、診療報酬点数表に従って医療費が算定される患者については、計上する。

※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。

# 【合計】 外来·在宅ベースアップ評価料(I)等の算定回数見込み (前回届出時 0.0 回) 0.0 外来·在宅ベースアップ評価料(I)等の算定により算定される点数の見込み (前回届出時 点 0.0 0.0 (3) 外来·在宅ベースアップ評価料(I)等により行われる給与の改善率 #DIV/0! (4) 延べ入院患者数 【対象期間の1月当たりの平均】 人月 人月 (前回届出時 ※ 算出対象となる期間の1月当たりの延べ入院患者数の平均の数値(小数点第二位を四捨五入)を記載すること。 ※ 自由診療の患者については、計上しない。 公費負担医療や労災保険制度等、診療報酬点数表に従って医療費が算定される患者については、計上する。 ※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。 ※ 対象期間の1月当たりの平均延べ入院患者数が30人月未満である場合については、外来·在宅ベースアップ評価料(II)又は歯科外来・ 在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)を届け出ても差し支えない。ただし、その場合は入院ベースアップ評価料を届け出ないこと。 (5) 【C】の値 (前回届出時 対象職員の給与総額×2分3厘 - (外来・在宅ベースアップ評価料(I)及び [C]=歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)により算定される点数の見込み)×10円 当該保険医療機関の延べ入院患者数×10 円 5 前回届け出た時点との比較 □ 対象職員の給与総額(4(2))の変化は1割以内である。 前回届出時と比較して、 □ 外来・在宅ベースアップ評価料(I)等により算定される点数の見込み(4(3))の変化は1割以内である。 □ 延べ入院患者数(4(5))の変化は1割以内である。

# 【記載上の注意】

6 4により算出した【C】に基づき、該当する区分

1 「3」の「社会保険診療等に係る収入金額」については、社会保険診療報酬のほか、労災保険制度等の収入が含まれる。

※ 上記全てに該当する場合、区分変更は不要。

2 「4」②「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上 すること(ただし、役員報酬については除く。)。

また、看護補助者処遇改善事業補助金や本評価料による賃金引上げ分については、含めないこと。

- 3「4」(2)「①初診料等に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
  - ・医科点数表区分番号(以下2~5において、単に「区分番号」という。)A000に掲げる初診料
  - ・区分番号B001-2に掲げる小児科外来診療料の1のイ若しくは2のイ
  - ・区分番号B001-2-11に掲げる小児かかりつけ診療料の1のイの(1)、1の口の(1)、2のイの(1)若しくは2の口の(1)

□ 【C】の値(4(6))の変化は1割以内である。

- 4「4」(2)「②再診料等に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
  - ・区分番号A001に掲げる再診料
  - ・区分番号A002に掲げる外来診療料
  - ·区分番号A400に掲げる短期滞在手術等基本料の1
  - ・区分番号B001-2に掲げる小児科外来診療料の1の口若しくは2の口
  - ・区分番号B001-2-7に掲げる外来リハビリテーション診療料
  - ・区分番号B001-2-8に掲げる外来放射線照射診療料
  - ・区分番号B001-2-9に掲げる地域包括診療料
  - ・区分番号B001-2-10に掲げる認知症地域包括診療料
  - ・区分番号B001-2-11に掲げる小児かかりつけ診療料の1のイの(2)、1の口の(2)、2のイの(2)若しくは2の口の(2)
  - ・区分番号B001-2-12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料
- 5「4」(2)「③訪問診療料(同一建物以外)に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
  - ・区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(I)の1のイ若しくは2のイ
  - ・区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料(訪問診療を行った場合に限る。)
- 6「4」(2)「④訪問診療料(同一建物に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
  - ・区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(I)の1の口若しくは2の口
  - ・区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料(Ⅱ)
- 7 「4」(2)「⑤歯科初診料等に係る算定回数」については、歯科点数表区分番号(以下6~9において、単に「区分番号」という。) A000に掲げる初診料の合計算定回数を記載すること。
- 8「4」(2)「⑥歯科再診料等に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
  - ・区分番号A002に掲げる再診料
  - ・区分番号B004-1-6に掲げる外来リハビリテーション診療料
  - ・区分番号B004-1-7に掲げる外来放射線照射診療料
  - ・区分番号B004-1-8に掲げる外来腫瘍化学療法診療料
- 9「4」(2)「⑦歯科訪問診療料(同一建物以外)に係る算定回数」については、区分番号C000の1に掲げる歯科訪問診療料の
  - 1 歯科訪問診療1(同一患家の患者について算定した場合を除く。)の合計算定回数を記載すること。
- 10「4」(2)「⑧歯科訪問診療料(同一建物)に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
  - ・区分番号C000の1に掲げる歯科訪問診療1(同一患家の患者について算定した場合。)
  - ・区分番号C000の2に掲げる歯科訪問診療2
  - ・区分番号C000の3に掲げる歯科訪問診療3
  - ・区分番号C000の4に掲げる歯科訪問診療4
  - ・区分番号C000の5に掲げる歯科訪問診療5
  - ・区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の注15
  - ・区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の注19

#### (病院及び有床診療所) 賃金改善計画書(令和 年度分)

保険医療機関コード	
保険医療機関名	

#### I. 賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

- ①賃金引上げの実施方法
  - 令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。
  - 令和6年度及び令和7年度において、段階的な引上げを行う。

### ②賃金改善実施期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月 1 ヶ月

※ 令和7年度の賃金改善期間の終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースアップ評価料を算定し、賃金引き上げを維持することを前提とすること。

#### ③ベースアップ評価料算定期間

令和 年 月 インタイプ 年 月 1 1 7月

- ※ 「③ベースアップ評価料算定期間」中は、常にベースアップを実施する必要がある。
- ※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ(以下、「ベア等」という)をいい、定期昇給は含まない。
- ※ また、ベア等にはベア等を実施することにより連動して引き上がる賞与や時間外手当、法定福利費等の事業主負担の増額 分についても含むこととする。なお、業績に連動して引き上がる賞与分については含まない。

#### Ⅲ-1. ベースアップ評価料による算定金額の見込み(③の期間中)

④算定金額の見込み	#VALUE!	円
外来ベースアップ評価料(I)等による算定金額の見込み		0 円
入院ベースアップ評価料による算定金額の見込み	#VALUE!	円
入院ベースアップ評価料の区分 ( ) 点数		点
賃金改善実施期間における、入院基本料に係る算定回数の見込み		0 回
⑤令和7年度への繰越予定額(令和6年度届出時のみ記載)		円
⑥前年度からの繰越額(令和7年度届出時のみ記載)		円
7算定金額の見込み(繰越額調整後)( $4$ $-5+6$ )		円

※「⑦算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の 増加分に充て、下記の「⑨うちベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。

#### Ⅲ-2. 全体の賃金改善の見込み額(②の期間中)

⑧全体の賃金改善の見込み額	円
⑨うちベースアップ評価料による算定金額の見込み(⑦の再掲)	円
⑩うち⑨以外によるベア等実施分	円
⑪うち定期昇給相当分	円
⑫うちその他分 (⑧-⑨-⑪-⑪)	0 円

- ※「⑧全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。
- ※ 「⑩うち⑨以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰の活用等により、 当該年度においてベア等を実施した分を記載すること。
- ※ 「⑪うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。

なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と 明確に区別できる場合にのみ記載すること。

※ 「⑩うちその他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等によらない、一時金による賃金改善額となること。

### ○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。

#### Ⅳ. 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項

⑬対象職員の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	人
⑭賃金改善する前の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
⑤賃金改善した後の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
1b基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(1b-14)	0 円
⑪うち定期昇給相当分 アルファイス アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ア	円
⑱うちベア等実施分	円
(1)ベア等による賃金増率((1))・(4)	#DIV/0! %

## V. 看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の基本給等に係る事項

⑩看護職員等の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	人
②賃金改善する前の看護職員等の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
②賃金改善した後の看護職員等の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
②基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分) (②一②))	0 円
②うち定期昇給相当分	円
②うちベア等実施分	円
② ベア等による賃金増率 (③ ÷②)	#DIV/0! %

#### VI. 薬剤師の基本給等に係る事項

②薬剤師の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	人
⑱賃金改善する前の薬剤師の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
⑲賃金改善した後の薬剤師の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
⑩基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分) (29-28)	0 円
③うち定期昇給相当分	円
②うちベア等実施分	円
③ベア等による賃金増率 (②・②)	#DIV/0! %

### Ⅲ. 看護補助者の基本給等に係る事項

④看護補助者の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	人
③賃金改善する前の看護補助者の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
③賃金改善した後の看護補助者の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
③基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分) (36-35)	0 円
③ うち定期昇給相当分	円
③うちベア等実施分	円
⑩ベア等による賃金増率(③)÷③5)	#DIV/0! %

## Ⅲ. 歯科衛生士の基本給等に係る事項(歯科診療を主とする病院、歯科大学付属病院、歯学部がある大学病院の場合に記入)

⑪歯科衛生士の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	人
⑩賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
④賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
④基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分) (④) – ④)	0 円
⑤うち定期昇給相当分	円
⑥うちベア等実施分	円
④ベア等による賃金増率 (⑥÷⑩)	#DIV/0! %

## 以. その他の対象職種の基本給等に係る事項

<ul><li>郷その他の対象職種の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)</li></ul>	人
④賃金改善する前のその他の対象職種の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
⑩賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
⑤基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(⑩一⑭)	0 円
<b>⑤</b> うち定期昇給相当分	円
<sup>⑤</sup> うちベア等実施分	円
(54)ベア等による賃金増率 ( 53 <del>): (49</del> )	#DIV/0! %

#### 【ベースアップ評価料対象外職種について】 X. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項 ⑤40歳未満の勤務医師等の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) 円 56賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の給与総額(賃金改善実施期間(②)の開始月) 円 ⑤うち賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月) 円 ⑸賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の給与総額(賃金改善実施期間(②)の開始月) 円 ⑤うち賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月) ⑩給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)( - 😣 🏍 0 円 0 円 ⑥ 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)( - 🗐 🗊 円 62)うち定期昇給相当分 円 63)うちベア等実施分 ⑥4 ベア等による賃金増率 (⑥3 ÷ ⑤7) #DIV/0! XI. 事務事務職員の基本給等に係る事項 ⑥事務職員の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) 円 66賃金改善する前の事務職員の給与総額(賃金改善実施期間(②)の開始月) 円 67)うち賃金改善する前の事務職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月) 円 🔞 賃金改善した後の事務職員の給与総額(賃金改善実施期間(②)の開始月) 円 (๑)うち賃金改善した後の事務職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)

円

円

%

0 円

#DIV/0!

⑩給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)( - 🚳 6

①基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)( - 📵 🚯

72うち定期昇給相当分

(74)ベア等による賃金増率 ( (73) (67)

73うちベア等実施分

#### XII. 賃金引上げを行う方法

<u>Amilei (1)</u>		
75賃上げの担保方法		
□ 就業規則の見直し	□ 賃金規程の見直し	
□ その他の方法:具体的に(		)
76賃金改善に関する規定内容(できる限り具体	的に記入すること。)	

本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 年 月 日 開設者名:

#### 【記載上の注意】

- 1 本計画書において、「外来・在宅ベースアップ評価料(I)等」とは、「外来・在宅ベースアップ評 価料(I)」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)」のことをいう。
- 2 「①賃金引上げの実施方法」は、該当する賃金引上げの実施方法について選択すること。 なお、令和7年度に新規届出を行う場合については、「令和6年度又は令和7年度において、一律の 引上げを行う。」を選択すること。
- 3 「②賃金改善実施期間」は、原則4月(年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料 を算定開始した月)から翌年の3月までの期間をいう。
  - ただし、令和6年6月から本評価料を算定する場合にあっては、令和6年4月から開始として差し支えない。
- 4 「③ベースアップ評価料算定期間」は、原則4月(年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、 当該評価料を算定開始した月)から翌年の3月までの期間をいう。
- 5 「⑦算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充て、下記の「⑨うちベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。
- 6 「⑧全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。
  - この際、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」についての算出が困難である保険医療機関にあっては、前年度の対象職員の給与総額の実績を元に概算するなど、合理的な方法による計算として差し支えない。
- 7 「⑩うち⑨以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰や「看護職員処 遇改善評価料」等によるベア等分を記載すること。
- 8 「⑪うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を 記載すること。
  - なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合にのみ記載すること。
- 9 「③対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。 常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労 働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該常 勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1)とする。
  - なお、対象職員とはベースアップ評価料による賃金引き上げの対象となる職種をいう。
- 10 「給与総額」には、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること(ただし、役員報酬については除く。)。

#### (診療所) 賃金改善計画書(令和 年度分)

保険医療機関コード	
保険医療機関名	

#### I. 賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

- ①賃金引上げの実施方法
  - 令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。
  - 令和6年度及び令和7年度において、段階的な引上げを行う。

#### ②賃金改善実施期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月 1 ヶ月

※ 令和7年度の賃金改善期間の終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベース アップ評価料を算定し、賃金引き上げを維持することを前提とすること。

③ベースアップ評価料算定期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月 1 ケ月

- ※ 「③ベースアップ評価料算定期間」中は、常にベースアップを実施する必要がある。
- ※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ(以下、「ベア等」という)をいい、定期昇給は含まない。
- ※ また、ベア等にはベア等を実施することにより連動して引き上がる賞与や時間外手当、法定福利費等の事業主負担の増額 分についても含むこととする。なお、業績に連動して引き上がる賞与分については含まない。

#### Ⅱ外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の届出有無

☑ 有

※ 外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 等を届け出ない場合は、以下④の「外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 等による 算定金額の見込み」及び「外来在宅ベースアップ評価料 (I) 等の算定により算定される点数の見込み」は「(参考) 賃金 引き上げ計画書作成のための計算シート (IIを算定しない診療所向け)」により計算を行うこと。

#### Ⅲ-1 ベースアップ評価料による算定金額の見込み (③の期間中)

ш-	I. N一人ノフノ計画科による昇足並俄の元との(②の州间中)		
4)算定	E金額の見込み		0 円
タ	ト来ベースアップ評価料 (I) 等による算定金額の見込み		0 円
	外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の算定により算定される点数の見込み		0 点
タ	ト来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ) 等による算定金額の見込み		- 円
	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の区分及び点数 (届出なし ) (イ) -	点 (口)	- 点
	外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ) 等 (初診時等) の算定回数の見込み		- 🗆
	外来・在宅ベースアップ評価料 (II) 等 (再診時等) の算定回数の見込み		- 回
(5	令和7年度への繰越予定額(令和6年度届出時のみ記載)		円
⑥前年	F度からの繰越額(令和7年度届出時のみ記載)		円
(7)算5	E金額の見込み(繰越額調整後)(④-⑤+⑥)		0 円

※「⑦算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の 増加分に充て、下記の「⑨うちベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。

## Ⅲ-2. 全体の賃金改善の見込み額(③の期間中)

□ Z. 主体の負並以合の元匹の根(⑤の期间中)	
⑧全体の賃金改善の見込み額	円
⑨うちベースアップ評価料による算定金額の見込み (⑦の再掲)	0 円
⑩うち⑨以外によるベア等実施分	円
⑪うち定期昇給相当分	円
①うちその他分 (⑧-⑨-⑪-⑪)	0円

- ※「⑧全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。
- ※ 「⑩うち⑨以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰や新たに「看護職員処遇改善評価料」 等を届け出ることにより、当該年度においてベア等を実施した分を記載すること。

- ※ 「⑪うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。 なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と 明確に区別できる場合にのみ記載すること。
- ※「⑫うちその他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等によらない、一時金による賃金改善額となること。
- 〇 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。

#### Ⅳ. 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項

⑬対象職員の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	人
⑭賃金改善する前の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
⑤賃金改善した後の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
⑯基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(⑯一⑭)	0 円
⑪うち定期昇給相当分	円
<b>⑱うちベア等実施分</b>	円
®ベア等による賃金増率 (®÷値)	#DIV/0! %

## V. 看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の基本給等に係る事項

⑩看護職員等の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	人
②賃金改善する前の看護職員等の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
②賃金改善した後の看護職員等の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
②基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分) (②一②))	0 円
②うち定期昇給相当分	円
⑤うちベア等実施分	円
®ベア等による賃金増率 (②÷②)	#DIV/0! %

### VI. 薬剤師の基本給等に係る事項

②薬剤師の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	人
⑱賃金改善する前の薬剤師の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
⑲賃金改善した後の薬剤師の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
③0基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分) (②9一③8)	0 円
③ うち定期昇給相当分	円
③ うちベア等実施分	円
③ベア等による賃金増率 (②÷®)	#DIV/0! %

## Ⅷ. 看護補助者の基本給等に係る事項

④看護補助者の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	人
③賃金改善する前の看護補助者の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
③賃金改善した後の看護補助者の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
③基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分) (36-35)	0 円
③ うち定期昇給相当分	円
③うちベア等実施分	円
⑩ベア等による賃金増率(39÷35)	#DIV/0! %

## Ⅲ. その他の対象職種の基本給等に係る事項

④その他の対象職種の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	人
④賃金改善する前のその他の対象職種の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
④賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
④基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(④ 一④)	0 円
⑤うち定期昇給相当分	円
⑥うちベア等実施分	円
④ベア等による賃金増率 (46÷42)	#DIV/0! %

## 【ベースアップ評価料対象外職種について】

## IX. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

4840歳未満の勤務医師等の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	人
卿賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の給与総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
⑩うち賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
🗊 賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の給与総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
⑤2うち賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
<sup>53</sup> 給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)( - ⑩)	0 円
<sup>54</sup> 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)( − ⑤ ⑤	0 円
<b>⑤</b> うち定期昇給相当分	円
<b>66</b> うちベア等実施分	円
(57)ベア等による賃金増率 ( <del>(56</del> ) )50)	#DIV/0! %

## X. 事務事務職員の基本給等に係る事項

58事務職員の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	人
59賃金改善する前の事務職員の給与総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
⑩うち賃金改善する前の事務職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
📵 賃金改善した後の事務職員の給与総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
⑥うち賃金改善した後の事務職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
63 給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)( − 6) 59	0 円
64 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)( − 63) 60	0 円
<b>⑥</b> うち定期昇給相当分	円
<b>66</b> うちベア等実施分	円
ベア等による賃金増率 ( 🙌 )60	#DIV/0! %

### XI. 賃金引上げを行う方法

2. 貝並引工いでリノカム				
⑥賃上げの担保方法				
□ 就業規則の見直し	□ 賃金規程の見直し			
□ その他の方法:具体的に(	)			
68)賃金改善に関する規定内容(できる限り具体	®賃金改善に関する規定内容(できる限り具体的に記入すること。)			

本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

#### 【記載上の注意】

- 1 本計画書において、「外来・在宅ベースアップ評価料(I)等」とは、「外来・在宅ベースアップ 評価料 (I)」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)」のことをいう。
- 2 本計画書において、「外来・在宅ベースアップ評価料 (II) 等」とは、「外来・在宅ベースアップ 評価料 (II)」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (II)」のことをいう。
- 3 「①賃金引上げの実施方法」は、該当する賃金引上げの実施方法について選択すること。なお、令和7年度に新規届出を行う場合については、「令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。」を選択すること。
- 4 「②賃金改善実施期間」は、原則4月(年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料を算定開始した月)から翌年の3月までの期間をいう。ただし、令和6年6月から本評価料を算定する場合にあっては、令和6年4月から開始として差し支えない。
- 5 「③ベースアップ評価料算定期間」は、原則4月(年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料を算定開始した月)から翌年の3月までの期間をいう。
- 6 「⑦算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充て、下記の「⑨うちベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。
- 7 「<a>⑥全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。</a>
  - この際、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」についての算出が困難である保険 医療機関にあっては、前年度の対象職員の給与総額の実績を元に概算するなど、合理的な方法による計算として差し支えない。
- 8 「⑩うち⑨以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰や「看護職員 処遇改善評価料」等によるベア等分を記載すること。
- 9 「⑪うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額 を記載すること。なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われ る昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合にのみ記載すること。
- 10 「③対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常 勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労 働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該 常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1)とする。なお、対象職員とはベースアップ評 価料による賃金引き上げの対象となる職種をいう。
- 11 「給与総額」には、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること(ただし、役員報酬については除く。)。

#### (歯科診療所) 賃金引上げ計画書(令和 年度分)

保険医療機関コード	
保険医療機関名	

#### I. 賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

- ①賃金引上げの実施方法
  - 令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。
  - 令和6年度及び令和7年度において、段階的な引上げを行う。

#### ②賃金改善実施期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月 1 ヶ月

※ 令和7年度の賃金改善期間の終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベース アップ評価料を算定し、賃金引き上げを維持することを前提とすること。

③ベースアップ評価料算定期間

- ※ 「③ベースアップ評価料算定期間」中は、常にベースアップを実施する必要がある。
- ※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ(以下、「ベア等」という)をいい、定期昇給は含まない。
- ※ また、ベア等にはベア等を実施することにより連動して引き上がる賞与や時間外手当、法定福利費等の事業主負担の増額 分についても含むこととする。なお、業績に連動して引き上がる賞与分については含まない。

#### Ⅱ歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の届出有無

☑ 有

※ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (II) 等を届け出ない場合は、以下④の「歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 等による 算定金額の見込み」及び「歯科外来在宅ベースアップ評価料 (I) 等の算定により算定される点数の見込み」は「(参考) 賃金 引き上げ計画書作成のための計算シート (IIを算定しない診療所向け)」により計算を行うこと。

#### Ⅲ-1 歯科ベースアップ評価料による質定金額の見込み(③の期間中)

出一  1. 圏件ペースアップ評価科による昇足並領の見込み(⑤の期间中)	
④算定金額の見込み	0 円
歯科外来ベースアップ評価料(I)等による算定金額の見込み	0 円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の算定により算定される点数の見込み	0 点
歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ) 等による算定金額の見込み	- 円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ)等の区分及び点数 (届出なし ) (イ) -	点 (口) 一点
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等(初診時等)の算定回数の見込み	- 0
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等(再診時等)の算定回数の見込み	- 0
⑤令和7年度への繰越予定額(令和6年度届出時のみ記載)	円
⑥前年度からの繰越額(令和7年度届出時のみ記載)	円
⑦算定金額の見込み(繰越額調整後) (④-⑤+⑥)	0 円

※「⑦算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の 増加分に充て、下記の「⑨うちベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。

## Ⅲ-2. 全体の賃金改善の見込み額(③の期間中)

世一 2. 主体の員並以告の兄込の領(③の期间中)	
⑧全体の賃金改善の見込み額	円
⑨うちベースアップ評価料による算定金額の見込み (⑦の再掲)	0 円
⑩うち⑨以外によるベア等実施分	円
⑪うち定期昇給相当分	円
⑫うちその他分 (⑧-⑨-⑪-⑪)	0円

- ※「⑧全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。
- ※ 「⑩うち⑨以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰や新たに「看護職員処遇改善評価料」 等を届け出ることにより、当該年度においてベア等を実施した分を記載すること。

- ※ 「⑪うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。 なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と 明確に区別できる場合にのみ記載すること。
- ※「⑫うちその他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等によらない、一時金による賃金改善額となること。
- 〇 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。

#### Ⅳ. 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項

⑬対象職員の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	人
⑭賃金改善する前の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
⑤賃金改善した後の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
⑯基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(⑮-⑭)	0 円
⑪うち定期昇給相当分	円
<b>⑱うちベア等実施分</b>	円
(19ベア等による賃金増率 ((18÷(4))	#DIV/0! %

## V. 歯科衛生士の基本給等に係る事項

③歯科衛生士の常勤換算数(賃金改善実施期間(①)の開始月時点)	人
④賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点)	円
⑤賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点)	円
②基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分) (②一②)	0 円
迎うち定期昇給相当分	円
⑤うちベア等実施分	円
®ベア等による賃金増率(®÷®)	#DIV/0! %

## VI. 歯科技工士の基本給等に係る事項

⑬歯科技工士の常勤換算数(賃金改善実施期間(①)の開始月時点)	人
④賃金改善する前の歯科技工士の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点)	円
⑤賃金改善した後の歯科技工士の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点)	円
⑩基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(⑲ー⑱)	0 円
③うち定期昇給相当分	円
③うちベア等実施分	円
③ベア等による賃金増率 (②・②)	#DIV/0! %

## Ⅲ. 歯科業務補助者の基本給等に係る事項

⑬歯科業務補助者の常勤換算数(賃金改善実施期間(①)の開始月時点)	人
④賃金改善する前の歯科業務補助者の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点)	円
⑤賃金改善した後の歯科業務補助者の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点)	円
③基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分) (3%)-35)	0 円
③ うち定期昇給相当分	円
③のうちベア等実施分	円
④ベア等による賃金増率(③)÷③)	#DIV/0! %

## **垭. その他の対象職種の基本給等に係る事項** ④ その他の対象職種の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)

側その他の対象職種の常勤揆昇数(資金改善美施期間(②)の開始月時点)	人
②賃金改善する前のその他の対象職種の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
④賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
④基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分) (④) – ⑫)	0 円
⑤うち定期昇給相当分	円
<b>働うちベア等実施分</b>	円
④ イング (4) イン	#DIV/0! %
【ベースアップ評価料対象外職種について】	
【ベースアップ評価料対象外職種について】 区. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項	
	人

4840歳未満の勤務医師等の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	人
卿賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の給与総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
⑩うち賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
⑤ 賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の給与総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
⑤2うち賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
<sup>53</sup> 給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)( <b>一</b> 個)	0 円
<sup>54</sup> 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)( − <sup>52</sup> ) <sup>50</sup>	0 円
<b>⑤</b> うち定期昇給相当分	円
<b>66</b> うちベア等実施分	円
⑤がア等による賃金増率 ( ● )◎ ○	#DIV/0! %

## X. 事務事務職員の基本給等に係る事項

58事務職員の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	人
9賃金改善する前の事務職員の給与総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	
⑩うち賃金改善する前の事務職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
📵賃金改善した後の事務職員の給与総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
⑩うち賃金改善した後の事務職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
<sup>63</sup> 給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)( - <sup>61</sup> ) <sup>59</sup>	0 円
<sup>64</sup> 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)( − 62) 60	0 円
<b>⑥</b> うち定期昇給相当分	円
<b>⑥</b> うちベア等実施分	円
ベア等による賃金増率 ( 😝 )60)	#DIV/0! %

### XI. 賃金引上げを行う方法

22. 真並が上げをいうがは		
<b> 0</b> 賃上げの担保方法		
□ 就業規則の見直し	□ 賃金規程の見直し	
□ その他の方法:具体的に(	)	
⑱賃金改善に関する規定内容(できる限り具体的に記入すること。)		

本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 年 月 日 開設者名:

#### 【記載上の注意】

- 1 本計画書において、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)等」とは、「歯科外来・在宅ベース アップ評価料 (I)」及び「外来・在宅ベースアップ評価料(I)」のことをいう。
- 2 本計画書において、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)等」とは、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)」及び「外来・在宅ベースアップ評価料(II)」のことをいう。
- 3 「①賃金引上げの実施方法」は、該当する賃金引上げの実施方法について選択すること。なお、令和7年度に新規届出を行う場合については、「令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。」を選択すること。
- 4 「②賃金改善実施期間」は、原則4月(年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料を算定開始した月)から翌年の3月までの期間をいう。ただし、令和6年6月から本評価料を算定する場合にあっては、令和6年4月から開始として差し支えない。
- 5 「③ベースアップ評価料算定期間」は、原則4月(年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料を算定開始した月)から翌年の3月までの期間をいう。
- 6 「⑦算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充て、下記の「⑨うちベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。
- 7 「⑧全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。
  - この際、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」についての算出が困難である保険 医療機関にあっては、前年度の対象職員の給与総額の実績を元に概算するなど、合理的な方法による計算として差し支えない。
- 8 「⑩うち⑨以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰や「看護職員 処遇改善評価料」等によるベア等分を記載すること。
- 9 「①うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合にのみ記載すること。
- 10 「③対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常 勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労 働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該 常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1)とする。なお、対象職員とはベースアップ評 価料による賃金引き上げの対象となる職種をいう。
- 11 「給与総額」には、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること(ただし、役員報酬については除く。)。